

## 山口県青少年健全育成条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

国民の負担軽減の観点から身分証等の写真サイズの集約等を国で推進していることから、県においても同様の見直しを行い、身分証明書に用いる写真サイズを運転免許証サイズに合わせるため、山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正しました。

### 2 改正の概要（別記第11号様式）

山口県青少年健全育成条例により立入り、調査等を行う者に係る身分証明書に用いる写真のサイズを「2.5 cm×3.0 cm」から「2.4 cm×3.0 cm」（運転免許証サイズ）に改正しました。

### 3 施行期日

令和4年4月1日